

令和4年7月12日

令和4年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和4年6月24日付託分)

総 務 局

目 次

	ページ
1 神奈川県局設置条例の一部を改正する条例の概要	1
2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例の概要【総務局関係】	2
3 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要	3

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 総務局

【議案（条例その他 その3） 5頁 定県第48号議案】

1 神奈川県局設置条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会の終了に伴い、スポーツ局の業務について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

スポーツ局の分掌事務から「第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会に関する事項」を削除する。（第5号関係）

(3) 施行期日

公布の日

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局関係】

(1) 改正の趣旨

国家公務員の例に準じ、育児参加休暇の対象期間を拡大するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

育児参加休暇の対象期間を出産の日以後1年を経過する日まで拡大する。（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の5）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和4年10月1日

イ 経過措置

改正前の条例により与えられた育児参加休暇については、改正後の条例による育児参加休暇とみなす。

3 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするとともに、育児短時間勤務に係る退職手当の除算率を緩和するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 育児休業の取得回数制限の緩和に伴う改正

(ア) 事前の申し出等、特段の事情なく、原則2回まで育児休業を取得することができることとする。（第3条関係）

(イ) 任期付職員など、任期を定めて採用された職員が、任期の末日まで育児休業をしている場合、非常勤職員と同様に、任期の更新等により再度の育児休業をすることができるものとする。（第3条第6号関係）

イ 子の出生後57日間以内の育児休業の緩和

上記ア(ア)の原則2回までとは別に、子の出生後57日間以内に2回まで育児休業を取得できることとする。（第2条の5、第3条の2関係）

ウ 非常勤職員の育児休業の柔軟化

子が1歳6か月から2歳に達する日まで育児休業をする場合について、配偶者と交替での育児休業を可能にするとともに、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合においては、保育所の利用ができない等の要件のみをもって育児休業を可能とする。（第2条の4第1号及び第4号関係）

エ その他

(ア) 育児短時間勤務をした期間については、退職手当の除算率を6分の1とする。（第23条第2項関係）

(イ) その他所要の改正を行う。（第3条第6号ア及びイ関係）

(3) 施行期日

令和4年10月1日